

<別紙1>

## グループホームひまわりの郷のご案内

(令和4年2月1日より)

### 1. 認知症対応型共同生活介護（介護予防認知症対応型共同生活介護）事業所概要

#### 1) 事業所名等

事業所の名称	グループホームひまわりの郷
事業所の種類	指定認知症対応型共同生活介護（介護予防認知症対応型共同生活介護）
事業所住所	江別市上江別西町13番地3
電話番号	(011) 382-6551
FAX番号	(011) 382-6615
事業所番号	0191000181
開設年月日	平成24年6月1日
管理者	紺野 美恵子（ぼかぼか・ぬくぬく）
施設の定数	18名（各ユニット9名）

#### 2) 事業所の目的

グループホームひまわりの郷は、認知症によって自立した生活が困難になった利用者に対して、家庭的環境の中で、食事、入浴、排泄等の日常生活の世話及び日常生活の中で心身の機能訓練を行うことにより、安心と尊厳のある生活を、利用者がその有する能力に応じ可能な限り自立して営むことができるよう、支援することを目的とした事業所です。

この目的に沿って、当事業所では、以下のような運営の方針を定めていますので、ご理解いただいた上でご利用ください。

#### 3) 事業所の理念

- (1) グループホームひまわりの郷は、高齢者の尊厳を支える個別ケアを迫及し、援助いたします。
- (2) グループホームひまわりの郷は、終の住み家としての機能や在り方を優先させます。
- (3) グループホームひまわりの郷は、地域社会の一員としての生活を再編し、コミュニティの中での自己実現を支援いたします。

#### 4) グループホームひまわりの郷ケア理念

- (1) 私達は、一人一人のペースを守り共に支えあいます。
- (2) 私達は、ご家族や地域のふれあいを大切にします。

#### 5) 事業所の運営方針

- (1) 本事業所において提供するサービスは、介護保険法並びに関係する市町村、告示の趣旨及び内容に沿ったものとする。
- (2) 利用者の人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めると共に、個別の介護計画を作成することにより、利用者が必要とする適切なサービスを提供する。
- (3) 利用者及びその家族に対しサービスの内容と提供方法について分かりやすく説明する。

- (4) 適切な介護技術を持ってサービスを提供する。
- (5) 常に提供しているサービスの質の管理、評価を行う。

## 2. 事業所設備概要

延床面積	746.86㎡
建物構造	木造2階建
居室数	18室(全室個室)
居室面積	全室約6畳
共有設備	食堂・居間・トイレ 風呂・洗面所・事務所

## 3. 職員の配置状況(主たる職員)

当事業所では、ご利用者に対して認知症対応型共同生活介護(介護予防認知症対応型共同生活介護)サービスを提供する職員として、下記の職種の職員を配置しています。

### 1) むくむく

勤務形態	常勤		非常勤	
	専従	兼務	専従	兼務
管理者	—	1	—	—
計画作成者	—	1	—	—
介護職員	—	8	5	7
看護職員	—	—	—	—

### 2) ぽかぽか

勤務形態	常勤		非常勤	
	専従	兼務	専従	兼務
管理者	—	1	—	—
計画作成者	—	1	—	—
介護職員	—	8	5	7
看護職員	—	—	—	—

### 3) 勤務体制(各ユニット共通)

区分	勤務時間	員数
日勤	8:30 ~ 17:30	3名
遅出	10:30 ~ 19:30	1名
夜勤	17:00 ~ 9:30	1名

## 4. サービス内容

### 1) 認知症対応型共同生活介護(介護予防認知症対応型共同生活介護)計画の立案

利用者の心身の状況、希望及び、そのおかれている環境を踏まえて、個別に認知症対応型共同生活介護(介護予防認知症対応型共同生活介護)計画を立案します。

## 2) 食事

- ①当事業所は、本来個々の自由を認め時間での拘束は排除していますが、食事やおやつに関しては特別の理由がない限り利用者全員でいただいています。
- ②職員が利用者の要望、身体状況、嗜好、栄養のバランスに配慮し管理栄養士が作成した献立表に基づいて提供します。
- ③食事は離床して食堂で摂って頂くよう配慮します。
- ④食事とおやつの時間は下記のとおりです。  
朝食 7:30~8:30 / 昼食 12:00~13:00 / 夕食 18:00~19:00  
おやつ 10:00~ / 15:00~

## 3) 排泄

- ①利用者の状況に応じ、適切な排泄の自立の援助を行います。
- ②排泄に伴う介助や後始末、オムツの交換等は随時行います。

## 4) 入浴

- ①利用者の希望、身体状況を考慮して行います。
- ②ご希望により夜間の入浴も可能です。
- ③入浴が出来ない場合は身体状況を考慮し清拭を行います。

## 5) 日常生活上の世話

離床（寝たきりの防止のため離床に配慮します）、着替え（季節、気候、その時々合った着替えのお手伝いをします）、整容（身の回りのお手伝いをします）、寝具消毒、シーツ交換、洗濯、居室内清掃、役所の手続きの代行などを行います。

## 6) 機能訓練

離床援助、野外散歩同行、家事共同作業等により、生活機能の維持、改善に努めます。

## 7) 相談及び援助

利用者とその家族からの相談に誠意を持って応じ、可能な限り必要な援助を行います。

## 8) 健康管理サービス

- ①常に利用者の健康の状況に注意し、適切な対応に努めます。
- ②医師の往診の手配、その他療養上のお世話をします。
- ③各主治医との連携については、治療・処方内容を連絡頂いたうえで健康状態や服薬状況を観察し、適宜必要時情報提供を行い、連携強化に努めます。

## 5. 協力医療機関

当事業所では、以下の医療機関と連携をとっています。

☆ 医療法人新産健会 おおあさ皮膚科クリニック (内科在宅)

江別市大麻ひかり町3番地1

☆ みどり野医院 (内科・循環器科・消化器科・整形外科)

南幌町栄町1丁目1番20号

- ☆ 楡の会こどもクリニック (歯科)  
札幌市厚別区厚別町下野幌49番地
- ☆ 徳洲会札幌病院 (総合科)  
札幌市白石区栄通18丁目4番10号
- ☆ 新さっぽろ脳神経外科病院 (脳神経外科・神経内科)  
札幌市厚別区上野幌1条2丁目1番10号

## 6. 利用料金の支払い方法

利用料金および自己負担分の請求費用は1ヵ月毎に計算し、翌月の10日頃に請求いたしますので、当月の25日までに以下のいずれかの方法にてお支払い下さい。

- (1) 口座振替(北海道ワイドネットサービス)での支払い。  
※振替手数料(165円/月)はご利用者様負担となりますことご了承ください。
- (2) 当事業所事務窓口での現金支払い。
- (3) 下記指定口座への振込み。

北海道銀行 北広島支店 普通預金 口座番号 0853866  
社会福祉法人北叡会 ひまわりの郷

※振込手数料はご利用者様負担となりますことご了承ください。

## 7. 事業所利用にあたっての留意事項

### 1) 面会について

面会はいつでも自由ですが、事業所内に入る際には、必ず職員に声掛けをお願いします。

### 2) 外出・外泊について

外出・外泊はいつでも自由ですが、必ず事前に行き先と帰宅時間を届け出て下さい。また、変更のある場合は速やかにご連絡下さい。

### 3) 居室・設備・器具の利用について

事業所内及び併設施設内の設備、器具は本来の用法に従ってご利用下さい。これに反したご利用により破損等が生じた場合、賠償していただくことがあります。

### 4) 迷惑行為について

騒音の発生、放歌高吟等、他の利用者の迷惑になる行為はご遠慮下さい。また、承諾無しに他の利用者の居室に立ち入らないで下さい。

### 5) 所持品・現金等について

貴重品や金銭については、原則としてご本人の責任で管理して下さい。ご本人に出来ない場合に限り、お預かりすることが出来ます。

## 8. 禁止事項

当事業所では、利用者の方々に安心して過ごしていただくために以下の行為を禁止します。

- (1) 営利行為
- (2) 宗教の勧誘

- (3) 他利用者への迷惑行為
- (4) 特定の政治活動及び勧誘
- (5) ペットの持ち込み

## 9. 非常災害対策

当事業所では、非常及び災害対策といたしまして以下のとおり設備及び訓練等を行っております。

- (1) 防災設備     スプリンクラー、誘導灯（2カ所）、自動火災報知機
- (2) 防災訓練     年2回実施

## 10. 個人情報の保護および利用目的

当施設とその職員は、当法人の個人情報保護規定に基づき、業務上知り得た入居者又は身元引受人若しくはその家族等に関する個人情報の利用目的を別紙3のとおり定め、適切に取り扱います。また正当な理由なく第三者に漏らしません。

## 11. 教育研修・会議等

職員及びサービスの質の向上を図るため、下記の通り研修及び会議の機会を設けます。

- (1) 採用時研修     採用後1ヶ月以内を実施します。
- (2) 施設内研修     法人各事業部合同、事業所内学習会、外部研修への参加等にて実施します。
- (3) 検討会議等     カンファレンス会議（月1回）、ケース検討会議（随時）、課内ミーティング（月1回）、運営推進会議（概ね2ヶ月に1回）等を開催します。

## 12. 事業者概要

### 1) 事業者名等

事業者名	社会福祉法人北叡会
法人の種類	社会福祉法人
代表者名	理事長 湊屋 洋一
所在地	江別市ゆめみ野東町1番地5
設立年月日	平成22年8月9日

### 2) 法人の理念

<北叡会の意>

社会福祉法人北叡会のところは、ギリシャ哲学の中にあるノーシス「叡智」「直観的認識」という言葉にあります。即ち、調和と自己実現のための知識を指します。人間が持つ豊かな感性は、人との関りを得て知識を知恵にし、知恵が理念に触れ意志のチカラを持つことにより深い意義をたたえる「叡智」へと育まれます。社会福祉法人北叡会は、そこに働く職員の豊かな感性と、その職員たちが紡いでいく様々な出逢いを通して楽しく学びあう機会を大切にします。また、高い技術や知識はもとより叡智を結集して、「どのような社会や環境にあっても、心豊かに幸せに生きること」を支え続ける存在であるという願いが込められております。

### 3) 法人の行動指針

- (1) 法人の理念を遵守し、法人が担う社会的責任と公共的使命を認識し、健全な業務運営を行います。
- (2) 法令の文言はもちろん、その精神までを遵守してゆきます。
- (3) 自己責任原則を基本として、公正公平な事業運営を展開します。

- (4) 利用者の安全と安心を守るとともに、自立支援とご利用者本位の精神を尊重し、誠実な施設運営を展開します。
- (5) ご利用者はもちろんのこと、その他すべての関係者の人格を尊重し、地域福祉の健全な発展に貢献します。
- (6) 法人が自己の利益だけを追求する存在ではないことを認識し、利益と倫理が相反する場合は迷わず倫理を選択します。
- (7) 反社会的勢力については断固とした態度で臨みます。
- (8) 地域社会に貢献し、地域の未来により豊かで公正な社会を残すよう尽力します。
- (9) 難解な倫理問題に直面したとき、誰もが満足できるような解決策を積極的に創造してゆきます。

#### 4) 関連法人および事業所

##### (1) 社会福祉法人北叡会

江別地域複合型ライフケアセンター 夢あかり

- 介護老人福祉施設 夢あかり(80床)
- 短期入所生活介護 夢あかり(10床)
- デイサービスセンター 夢美はな
- おおあさ東町デイサービス 風の音色
- 生活介護事業所 リオス

江別地域複合型ライフケアセンター 夢つむぎ

- 地域密着型介護老人福祉施設(29床)

江別地域複合型ライフケアセンター 夢結路

- サービス付き高齢者向け住宅 シャルール夢結路
- 小規模多機能型居宅介護事業所 結の華
- ヘルパーステーション 結の譚
- 住宅型有料老人ホーム 夢結路
- 身体障がい者向け住宅 シャルール夢結路
- 相談支援事業所 てるす

てるす事業部

- 就労継続支援A型事業所 ジョブクルー
- 就労継続支援B型事業所 ジョブクルー
- 障がい者向けグループホーム はなきりん
- ゆめみ野こむぎ工房 アマム

##### (2) 医療法人やわらぎ

###### ①南幌町

- みどり野医院(外来および入院19床)
- 介護老人保健施設ゆう(入所70床、ショートステイ、通所リハビリテーション)
- 訪問看護ステーション マーガレット
- 居宅介護支援事業所 アザレア
- グループホーム 鶴城の郷
- グループホーム みどり野の郷
- 地域密着型デイサービスセンター みどり野
- サービス付き高齢者向け住宅 きらめきの郷
- ヘルパーステーション おひさま

###### ②北広島市

- デイサービスセンター なのはな
- グループホーム 共栄の郷
- 認知症対応型デイサービス

## <別紙2>

### 社会福祉法人 北叡会

## グループホームひまわりの郷 重度化に関する対応指針

#### 1. 基本方針

グループホームひまわりの郷は、ホームを家とする利用者が近い将来に死にいたることが予見された場合に、医療処置による身体や精神の苦痛・苦悩の緩和に努めると共に、死に至るまでの期間、長年住み慣れた場所で親しい人々に囲まれて、その方にとって充実した生き抜き方と自然で納得のいく死の迎え方ができるよう、日々の暮らしを援助することを基本方針とし、ケアに取り組む。

したがって、ホームとしては終末期の過ごし方や死の迎え方に個々の価値観が存在することや、看取る立場にある家族が過程の中で、逡巡し錯綜することも理解した上で、本人並びに家族に対し以下の確認を行うと共に事前に理解を得た場合に看取り介護を実施する。

#### 2. 急変時における基本的支援内容

- ① 急変時においては、バイタルおよびバイタルサイン（症状・兆候）を確認し当ホームの看護師に連絡し判断を仰ぐ。
- ② 救急搬送時は、当ホーム職員が付き添い、症状および既往歴など医師の必要とする情報を提供し、家族の到着まで付き添いを行う。
- ③ 緊急を伴う状況でない場合は、看護師および協力医療機関の医師等の指示による、適切な処置方法、介護、観察を行う。
- ④ 同時に、家族への連絡を行い、必要な情報提供と説明を行う。

#### 3. 入院時における基本的支援内容

- ① 医療情報および介護状況等、入院に際し必要な情報を書面にて提供する。
- ② 日用品等、当ホームで準備できる持ち物を用意する。
- ③ 入院中の付き添いは原則、家族により行ってもらう。
- ④ 病院および家族にとって必要な連絡調整や連携等の援助を行うものとする。
- ⑤ ホーム利用料の内、入院中における食費および水道光熱費は請求から除外されるが、居室費は確保・保全の観点から請求する。
- ⑥ ただし、入院が1ヶ月以上に及ぶ場合や事前に退院の目途が立たない場合は、本人および家族との合意をもって契約解除とし、居室費は退所日までの日割請求とする。
- ⑦ 入院における費用は本人負担とする。

#### 4. 看取り介護の視点

##### ① ホームにおける医療体制の理解

常勤医師の配置がなく、協力医療機関と連携し必要時は24時間の支援体制を確保して、医師の指示のもと必要に応じた健康管理と苦痛の緩和に努めること。また、夜間は医療スタッフが不在で、看護師は緊急時の連絡により駆けつけるオンコール体制であることへの理解を得る。

##### ② 病状の変化に伴う緊急時の対応

事前に考える病状の変化を本人または家族と共に、看護師および管理者が医師から説明を受け、緊急



時の対応における助言を受ける。その上で、ホームにおける対応を検討し、本人並びに家族の了解のもとこれに従い、看護師が医師の指示のもと緊急対応する。また、夜間においては夜間勤務職員が夜間緊急連絡体制に基づき看護師と連絡をとって緊急対応を行う。

③ 家族との24時間の連絡体制の確保

事前に、家族と緊急時の連絡先・連絡方法を確保しておく。

④ 看取り介護に対する家族の同意

事前に、看護介護計画の定期連絡先および決定者を確認しておく。また、緊急時・危篤時の病状内容、または医師の往診が困難な場合等の病院搬送の希望も確認しておく。

5. 看取り時における看護・介護の支援方法

① 看取り介護の判断

医師により、一般に認められている医学的知見から判断して回復の見込みが少ないと判断され、医師による本人または家族への説明が行われた結果、本人並びに家族が終末期をホームで過ごす希望を示した場合

② 看取り介護の開始

医師が①の状況において、看取り介護の必要性があると判断した場合、管理者はホームの看護介護職員と共に、ホームでできる看取りの体制計画案を作成して示すとともに医師の助言、家族の意向を再確認して、介護計画書を完成する。本計画は、医師および家族の諸留意による同意をもって開始とする。

ただし、体制および介護計画の説明を受けた上で本人または家族が、医療機関への入院を希望する場合、ホームは入院に向けた支援を行う。

③ 看取り介護の実施

介護計画は、必要に応じて本人および家族の同意により、本陣の他事業所等の協力を得て実施されることがある。

介護の実施状況は、定期的に家族へ報告することとし、病状の変化等に応じて介護計画も見直すものとする。また、この際は①②の段階を踏襲する。

家族の泊まりを含めた見守りを支援し、ホームの全職員が本人あるいは家族の身体的、精神的支えとなり得るよう努める。

④ 看取り介護の内容

医師の助言のもと、本人並びに家族の同意により、ボディケア（バイタルサインの確認、環境の整備、安寧・安楽への配慮、清潔への配慮、栄養と水分補給への配慮、排泄ケア、発熱・疼痛への配慮、等々）の適切な実施に努める。

また、看取り介護の経過において、メンタルケア（ニーズの受容、身体的苦痛の緩和、精神的苦悩の傾聴、コミュニケーションの重視、等々）および、プライバシーの遵守等の適切な実施に努め、尊厳ある見取り体制に徹する。